

## 「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務に係る提案募集要項

### 1 業務の目的及び募集趣旨

本市では、新たな財源確保に向け、「セカンドハウス等の所有者への適正な負担の在り方」を検討しています。

このことから、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」を検討する基礎資料を得るための調査業務について、受託候補者の選定を行うものです。

### 2 業務の名称

「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務

### 3 委託業務の内容

「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり

### 4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 5 委託金額の上限

5,500,000円（うち消費税及び地方消費税相当額金500,000円）

### 6 参加資格要件

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 京都市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (4) 過去5年間に類似した業務の受託実績があること。

### 7 参加表明書の提出

#### (1) 提出方法

本プロポーザルに参加される場合は、参加表明書（別紙2）を提出期限内に郵送（提出期限内に必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認められません。

#### (2) 提出部数 1部

### 8 企画提案書等の提出

#### (1) 提出方法

企画提案書等を提出期限内に郵送（提出期限内に必着）により提出してください。電子メールやFAXでの提出は認められません。

(2) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書

(ア) 内容

仕様書（別紙1）に記載の「業務の趣旨・目的」及び「業務の内容」等を踏まえ、少なくとも以下の事項については記載すること。

- ・ 業務内容における企画及び提案
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 業務実施体制（調査員の人数，調査員の確保・教育方法を含む）
- ・ 業務方針・計画（受託者からの提案事項を含む）
- ・ 過去5年間に受託した類似業務の一覧

(イ) 様式

原則としてA4縦に横書きで両面印刷とし、10枚（表紙や目次を除き20ページ）以内を目安とし、可能な限り要点をまとめて簡潔に作成してください。

(ウ) 提出部数

9部

イ 見積書

(ア) 様式

任意

(イ) 提出部数

1部

## 9 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

ア 参加表明書 令和2年6月30日（火）必着

イ 企画提案書等 令和2年7月7日（火）必着

(2) 提出先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-213-5200

## 10 質問の受付

(1) 提出方法

本業務に係る質問がある場合は、質問書（任意の様式で可。）を作成し、郵送又はメールにより提出してください。

なお、公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話，対面等）は一切受け付けません。

(2) 提出期限

令和2年7月2日（木）

(3) 提出先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

メールアドレス zeisei@city.kyoto.lg.jp

(4) 回答方法

参加表明書の提出があったすべての事業者を対象に、令和2年7月3日（金）までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信します。

## 11 提案の審査等

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、本市が設置する「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。ただし、合計点が60点未満であるなど、選定委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがあります。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を受託候補者とします。

応募者が1者の場合においても、最低点（60点）を上回り、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば受託候補者として選定します。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

(2) 審査における評価項目

（別紙3）のとおり

(3) その他

企画提案書提出後、提案内容についてヒアリングを行うことがあります。その際は、応募者に対して連絡します。

## 12 選定結果の通知

令和2年7月17日（金）までに、受託候補者の決定を行います。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を文書で通知します。

また、本市のホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載します。

## 13 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後、委託契約を締結します。契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

#### 14 問合せ先

京都市行財政局税務部税制課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

TEL 075-213-5200

#### 15 その他留意事項

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本要項に記載のない事項又は本要項に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。